

作成日：2011年2月1日

## ラトビア共和国

特許庁の所在地：

Patent Office of the Republic of Latvia

7(70) Citadeles iela,  
Riga,  
Latvia

Tel : 371 709 96 22

Fax : 371 709 96 50

E-Mail : [valde@irpv.lv](mailto:valde@irpv.lv)

Website : [www.lrpv.lv](http://www.lrpv.lv)

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### < 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (International Trademark Registration)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (International Trademark Registration (Protocol))
- (10) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

### **2. 現地代理人の必要性有無**

ラトビア国内に住所を有していない出願人は、現地代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

### **3. 現地の代理人団体の有無**

The Association of Patent Attorneys of Latvia  
Ausekļa 2-2, Rīga,  
LV-1010, Latvia  
Fax: 67820107  
Email: info@lppa.lv

### **4. 出願言語**

英語、ドイツ語、フランス語又はロシア語で出願できます。

### **5. その他関係団体**

不明です。

### **6. 特許情報へのアクセス**

特許庁商標データベース

<http://www.lrpv.lv/database3/index.aspx?lang=EN&id=361>

検索方法等の詳細は不明です。

## 特許制度

### 1. 現行法令について

1995年4月20日施行の特許法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

明細書は、英語、ドイツ語、フランス語又はロシア語で提出することができます。

但し、クレーム、要約及び図面の文言は、出願日から3ヶ月以内にラトビア語の翻訳文を提出しなければなりません。

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証不要です。

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

・優先権証明書は出願日から3ヶ月以内に提出する必要があります。

### 3. 料金表 (単位: ユーロ (€))

#### (1) 出願料金

① クレーム10個まで 120

② クレーム10個以上1クレーム当たり 25

(2) 出願許可公告料金 45

(3) 特許発行付与料金 95

明細書10頁以上1頁当たり 5

(4) EPC 特許有効化料金 45

#### (5) 年金

第3年度 95

第4年度 140

第5年度 155

第6年度 165

第7年度 185

第8年度 235

第9年度 280

第10年度から15年度（各年度当たり）	345
第16年度以降（各年度当たり）	460

#### 4. 料金減免制度について

規定はありません。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されています。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されると、予備審査、出願公開、実体審査を経て特許の可否が判断されます。

##### (1) 予備審査について

- ① 出願書類が提出されますと、出願日から3ヶ月以内に方式的要件について審査されます。
- ② 審査の結果、方式的要件を満たしていないと判断された場合には、その旨通知され、当該通知日から3ヶ月以内に補正をしなければなりません。

##### (2) 不特許事由について

次の事由は発明とは認められません。

- ・ 発見や科学的理論又は数学的方法の場合
- ・ 遊戯やビジネスの規則や方法の場合
- ・ 精神活動を行う方法の場合
- ・ コンピュータ プログラムの場合
- ・ 単なる情報の提示の場合
- ・ 人体又は動物体の診断や治療方法の場合
- ・ 公序良俗に反する恐れのある場合

##### (3) 新規性について

出願に係る発明が、出願日（優先日）前に公然と使用され、又は口頭若しくは書面により公衆に開示されていた場合には、新規性はありません。

但し、以下の場合は、新規性の例外が適用されます。

- ① 出願日（又は優先日）前12ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者以外の者による、発明の公表の場合。
- ② 出願日（又は優先日）前12ヶ月以内に、特許を受ける権利を有する者の

意に反して、発明が公表された場合。

(4) 出願公開について

- ① 出願日（又は優先日）から1年6ヶ月後に、出願内容は公開されます。
- ② 出願公開により、出願人に仮保護の権利が与えられます。

(5) 実体審査について

- ① 出願公開後、特許要件や発明の単一性について審査されます。
- ② 審査の結果、特許要件等を満たしていると判断された場合には、特許査定がされ、特許が原簿に登録されて、特許明細書が公表されます。
- ③ 一方、特許要件等を満たしていないと判断された場合には、拒絶理由通知が発行され、出願人は拒絶理由通知の発行日から3ヶ月以内に意見書や明細書等の補正書を提出することができます。

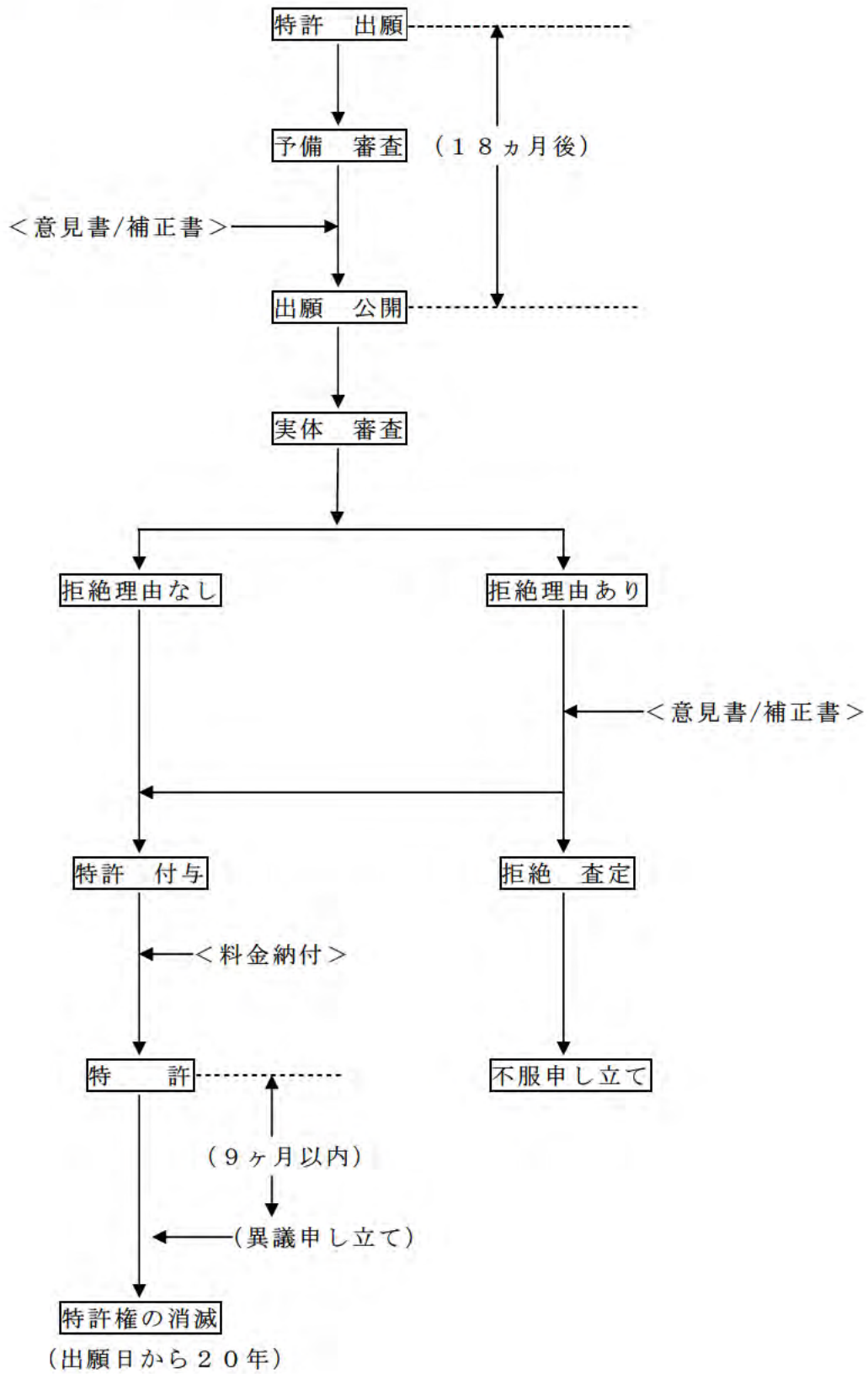
この3ヶ月の指定期間は、更に6ヶ月間延長を求めることができます。

- ④ 発明の単一性の要件を満たしていない旨の拒絶理由通知に対して、出願人は分割出願をすることができ、又は分割出願をしない場合、特許庁は最初に記載されたクレームについて審査を行います。
- ⑤ 拒絶理由通知に対する応答後、依然として拒絶理由を解消していないと判断された場合、最終的に拒絶査定が行われ、この拒絶査定に対して不服を有する場合には、拒絶査定書発行日から3ヶ月以内に審判部に不服申し立てをすることができます。

(6) 異議申し立てについて

特許付与が公報に公告された日から9ヶ月以内に、異議申し立てをすることができます。

特許出願から特許権の消滅までのフローチャート





## 9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。
- (2) 出願維持年金は、登録後に出願日から3年度以降の年金を納付する必要があります。

## 10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類のラトビア語による翻訳文の提出が必要です。
  - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ・19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文

### 11. 留意事項

- (1) 出願の際には、パリルート直接出願の場合、ラトビア語以外の言語、例えば英語等明細書等の提出でもって、出願することができます。但し、出願後所定の期間内にラトビア語の翻訳文を提出しなければなりませんので、その期限管理には十分留意して下さい。ラトビア語翻訳文が提出されなかった場合、出願は却下されてしまいます。
- (2) EPC出願においてラトビア国を指定して、ラトビア国で発明の権利化を図ることができます。この場合、所定期間内にEPC特許のラトビア語翻訳文の提出をラトビア国特許庁に必要となります。  
なお、ラトビア国は2008年5月に発効しましたロンドン協定の加盟国です。  
従って、EPC特許の全体のラトビア語翻訳文ではなく、クレーム部分のラトビア語翻訳文を提出することにより、ラトビア国にてEPC特許が発生することになりましたので、この点留意して下さい。

## 意匠制度

### 1. 現行法令について

現在は、2004年11月18日付施行の意匠法が適用されています。ラトビアは、意匠の国際登録に関するヘーグ協定の加盟国ですので、同協定に基づく国際登録によりラトビアで保護を受けることも可能です。

### 2. 意匠出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の名称及び住所、創作者の氏名及び住所、意匠に係る物品名（ロカルノ意匠国際分類）、優先権を主張する場合には、最初の出願国名・出願日及び出願番号を記載します。また、公告の繰り延べを請求する場合には、その旨願書に記載します。
- (2) 意匠を表わした図面または写真：意匠が明瞭に表現されていなくてはなりません。
- (3) 意匠の説明書：意匠を簡潔に表現した説明書が必要です。
- (4) 優先権証明書及：出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- (5) 優先権翻訳：出願書類がラトビア語以外の言語の場合にはラトビア語の翻訳が必要です。日本語の優先権証明書の場合には、ラトビア語の翻訳を要求される場合があります。
- (6) 委任状：公証・認証は必要ありません。  
★一の意匠出願で、ロカルノ意匠国際分類の同一クラスに含まれる複数の意匠を含めることができます。

### 3. 料金表（単位：ラトビア ラツツ（LVL））

(1) 出願	
* 1 意匠の場合	3 0
* 2 意匠～10 意匠まで	2 0（一意匠につき）
* 11 意匠以上	1 5（一意匠につき）
(2) 補正	1 5
(3) 登録・公告料	4 5
(4) 公告の繰延べ請求	2 5
(5) 更新	
* 第2回目	1 2 0
* 第3回目	1 6 0
* 第4回目	2 0 0
* 第5回目	2 4 0
(6) 審判請求	1 2 0

(7) 異議申立て	120
(8) 譲渡登録	30
(9) ライセンス登録	30
(10) 証明書発行	30

★創作者が出願する場合、出願人が個人の場合：上記費用の40%で足りません。

★学生、年金生活者が出願する場合：上記費用の20%で足りません。

#### 4. 料金減免制度について

上述のように、創作者、学生等については料金が減額されています。

#### 5. 実体審査の有無

意匠出願については、方式審査（出願に必要な書類が整っているか、意匠に該当するか否か）のみが行われ、新規性、独自性などの実体要件についての審査は行われません。実体要件については、登録後に無効請求があった場合に判断されます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

#### 7. 審査請求制度の有無

意匠出願については実体審査が行われませんので、審査請求制度は採用されておりません。

#### 8. 出願から登録までの手続きの流れ

上述の通り、意匠出願については方式審査のみ行われ、新規性等の実体審査は行われません。方式審査は、出願に必要な書類が整っているか、出願に係る意匠が意匠の定義に該当するか否か、公序良俗に反しないかについて行われます。方式要件を満たしていない場合には、出願人は3ヶ月以内不備を是正する必要があります。

出願が方式要件を満たしている場合には、登録査定がなされ、出願人は3ヶ月以内に登録・公告料を納付しなければなりません。登録・公告料が納付されると、出願は登録され内容が公告されます。公告日から3ヶ月間、第三者は異議申立てをすることができます。公告の繰延べ請求がされている場合には、最長で出願日（優先日）から30ヶ月公告が繰り延べられます。

出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に特許庁審判部へ不服申し立てをすることができます。特許庁審判部の決定に不服がある場合には、管轄裁判所（Riga Regional Court）へ提訴することができます。

主な不登録事由は以下の通りです。

**【主な不登録事由】**

(1) 新規性、独自性を有していないこと

(新規性)

意匠は、その出願日（又は優先日）前に同一の意匠が、登録、展示、取引上の使用などによって世界のいずれかの場所で公衆の利用可能な状態に置かれていなければ新規性を有します。

(独自性)

意匠は、その出願日（又は優先日）前に公衆が利用可能な意匠と全体的印象が異なっていれば独自性を有するものとされます。

(2) 意匠の定義に該当しない場合

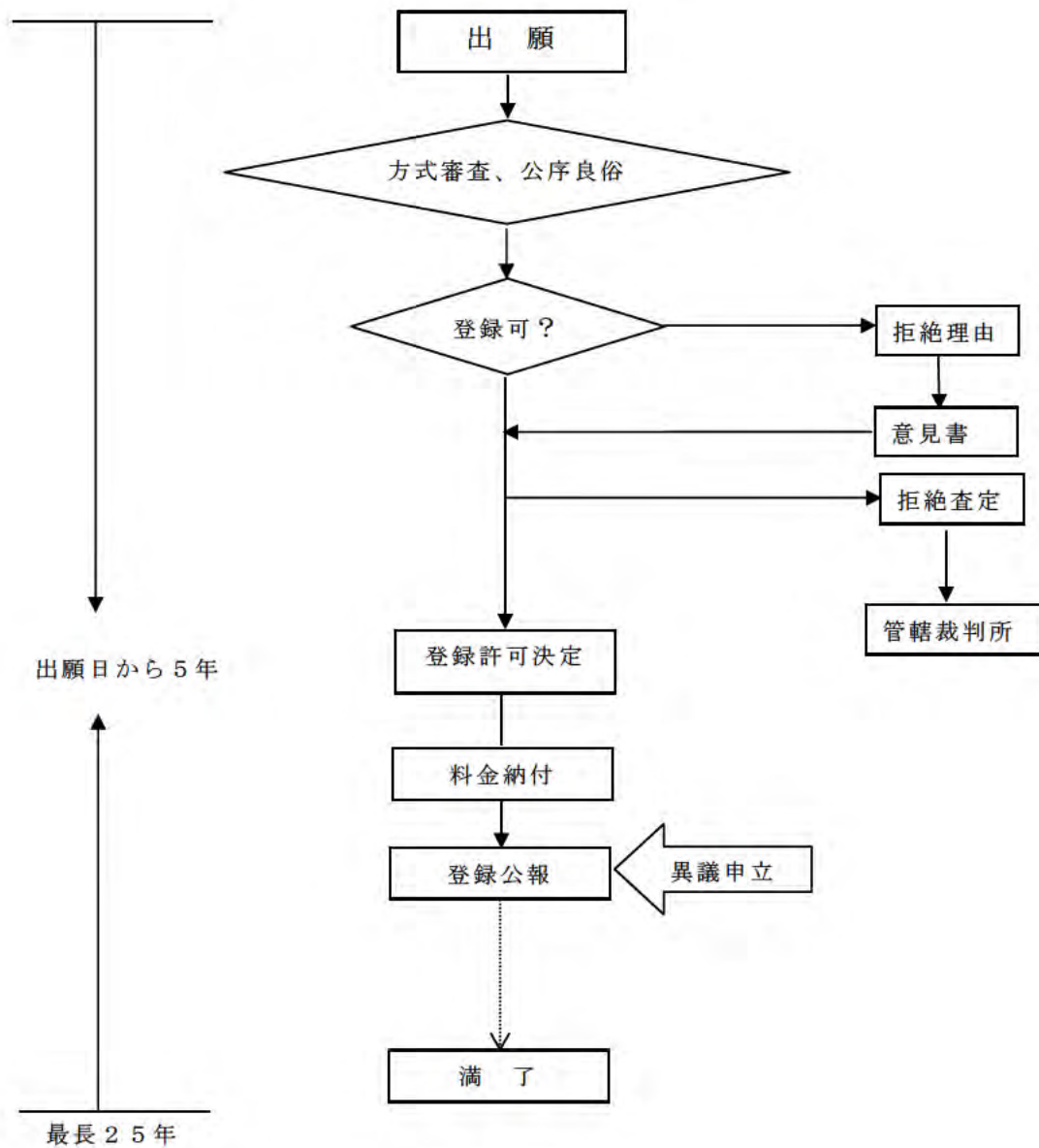
(3) 技術的機能のみによって定められる外観の特徴を現す意匠

(4) 公序良俗に反する場合

(5) 他の製品に関して機械的に接続されるために厳密な形状及び寸法を再現することが必要である意匠

<新規性喪失の例外>

創作者又は承継人が出願日前12ヶ月以内に行った意匠の開示の場合には新規性は喪失しないものとされます。



### 9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は出願日から5年です。更新により5年ごとに4回延長することができますので、存続期間は最長で出願日から25年となります。

### 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

## 1.1. 留意事項

### (1) 定義

意匠とは、製品自体若しくはその装飾の外観、特に線、外郭、色彩、形状、質感又は材料の特徴に基づくものであると定義されています。したがって、工業的製品のみならず手工芸的物品、複合製品の部品も意匠登録の対象となりますが、半導体のトポグラフィ、コンピュータプログラムは対象とはなりません。

### (2) 登録無効

意匠出願は方式要件を満たせば登録され、新規性等の実体要件は審査されませんので、登録後に意匠登録を無効にする手段として登録無効制度が採用されています。無効請求は管轄裁判所（Riga Regional Court）に対して行います。

### (3) 譲渡、ライセンス

意匠出願又は意匠権は事業の移転を伴わずに譲渡することができます。譲渡は特許庁へ登録しなければその効力は生じません。

ライセンスは、独占的、非独占的のいずれの場合でも特許庁へ登録しなければその効力は生じません。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

現在は、1999年7月15日施行の商標法が適用されています。

### 2. 商標出願時の必要書類

- (1) 願書：出願人の住所及び氏名、商品又はサービス及びその区分（ニース分類）。一出願多区分制が採用されています。
- (2) 商標見本6通：文字商標以外の場合に商標見本が必要となります。
- (3) 委任状：出願から3ヶ月以内に提出しなければなりません。
- (4) 優先権証明書：優先権を主張する場合には出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

### 3. 料金表（単位：ラトビア ラツツ（LVL））

(1) 商標出願	
* 1区分の場合	60
* 追加の1区分ごと	20
* 団体商標	150
(2) 補正	15
(3) 登録・公告料	65
* 追加の1区分ごと	15
(4) 更新	120
* 団体商標	210
(5) 審判	120
(6) 異議申立て	120
(7) 名義変更	30
(8) ライセンス登録	30
(9) 証明書の請求	30

### 4. 料金減免制度について

料金の減免制度は採用されていません。

### 5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

## 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので審査請求制度は採用されていません。

## 8. 出願から登録までの手続きの流れ

商標出願については、出願から3ヶ月以内に予備審査（方式要件の審査）が行われます。方式要件不備の場合には指令が出され、出願人は3ヶ月以内に不備を是正する必要があります。

方式要件を満たした出願については、絶対的拒絶理由の有無の審査が行われます。相対的拒絶理由、すなわち、先行商標との類否判断は審査段階では行われず、登録後に異議申立てがあった場合に判断されます。

出願が絶対的拒絶理由に該当する場合には、出願人に拒絶理由が通知され、3ヶ月以内に意見書、補正書を提出する機会が与えられます。出願が登録すべきものと認められた場合には、登録・公告料の納付を条件に商標登録され、登録内容は異議申立てのために公告されます。利害関係人は、公告日から3ヶ月以内に異議申し立てを行うことができます。

出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に特許庁審判部へ不服申し立てをすることができます。特許庁審判部の決定に不服がある場合には、管轄裁判所（Riga Regional Court）へ提訴することができます。主な不登録事由は以下の通りです。

### 【主な不登録事由】

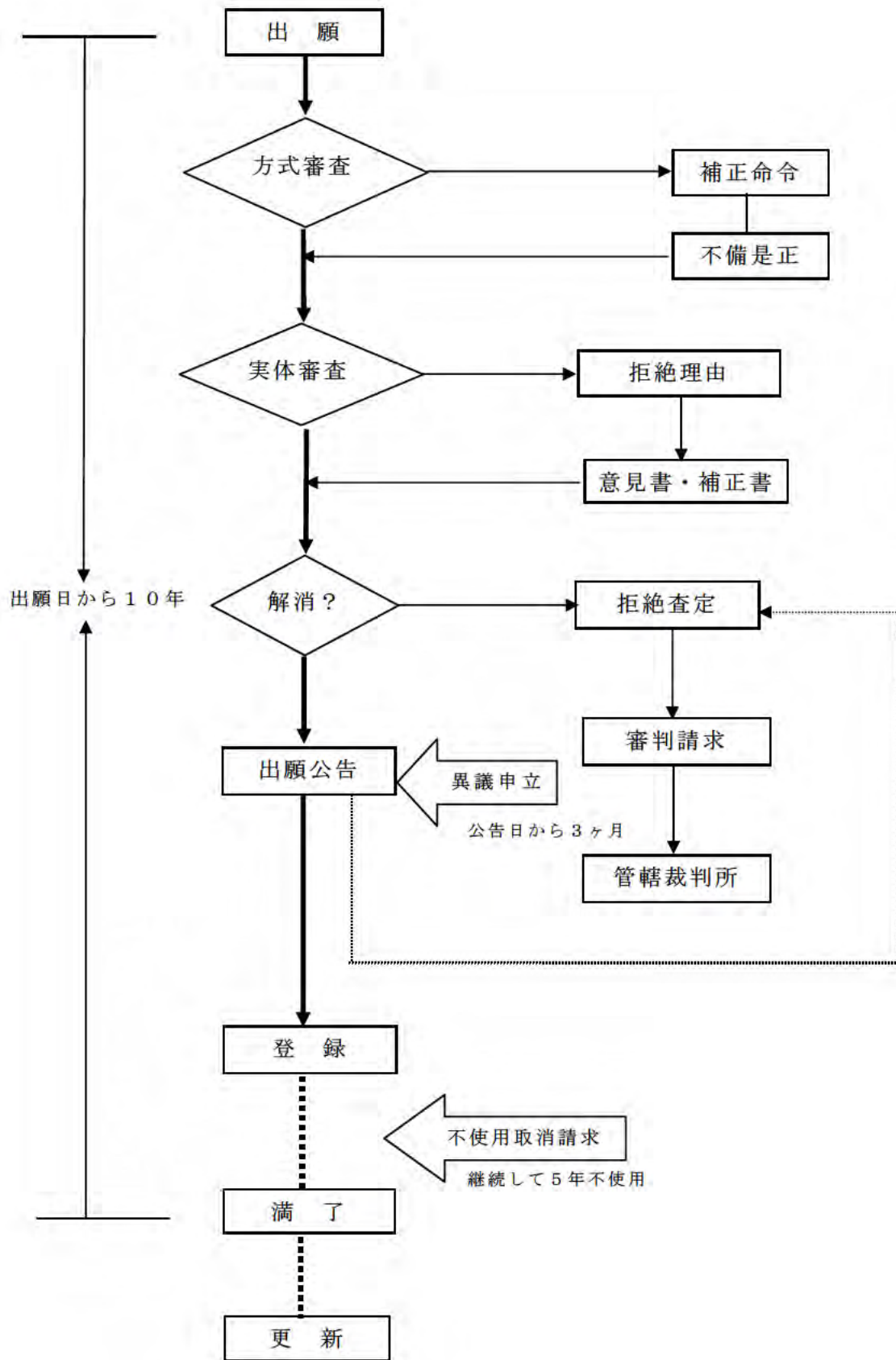
#### <絶対的拒絶理由>

- (1) 商標を構成しない場合
- (2) 識別性を有していない場合
- (3) 商品・サービスの品質・数量・原産地等を表示する標識のみからなる場合
- (4) 慣用されている商標
- (5) 公序良俗に反する標章
- (6) 商品の品質等の誤認を生ずる標章
- (7) 国家、国際機関等の記章、略称等で国家等の承認を受けていない標章
- (8) ワインの特定産地を表示するものであって、原産地の表示が虚偽である標章

#### <相対的拒絶理由>

- (1) 先行商標と同一又は類似の商標で商品・サービスが類似する場合
- (2) 周知商標と混同を生じるおそれがある場合





## 9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から起算して10年です。存続期間を更新するためには、存続期間の最終年度内に更新登録出願をしなければなりません。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

### 11. 保護対象

商標とは、視覚的に表示することができ、ある者が扱う商品・サービスを他人が扱うそれらから区別できる標識と定義されています。商標法では、商標の種類を以下のように区別しています（商標法第3条）。

- (1) 称呼商標：文字、言葉、名前、氏姓、数字
- (2) 図形商標：絵画、図、図案化された象徴、色彩の陰影、色彩の組み合わせ
- (3) 三次元商標：三次元の形状、商品若しくは包装物の形状
- (4) 組み合わせ商標：上記「(1)～(3)」の組み合わせからなるもの
- (5) 特別タイプの商標：音響、発光信号など

### 12. 留意事項

#### (1) 不使用取消し制度

登録商標が指定された商品又はサービスについて5年以上使用されていないときは、第三者の請求により登録を取消されることがあります。

#### (2) 取消し制度

商標登録が、絶対的拒絶理由又は相対的拒絶理由に違反してなされたことを理由として商標登録の取消しを請求することができます。また、登録商標の不正使用の場合にも商標登録が取り消される可能性があります。

但し、請求人の先行商標との抵触を理由とする場合であって、請求人が後願者（被請求人）の使用を知らずながら5年間黙認していた場合には、取消し請求は認められません。

#### (3) 国際商標登録

ラトビアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国ですので、国際登録出願経路によりチェコ共和国で保護を受けることも可能です。

#### (4) 譲渡、ライセンス

商標権は、業務の移転を伴わずに譲渡することが可能です。譲渡は、第三者に対してその有効性を主張するためには、特許庁へ登録する必要があります。

商標権者は他人にライセンスを許諾することができます。ライセンスの特

許庁への登録義務はありませんが、登録が推奨されています。

(5) 団体商標

団体商標とは、団体（法人）の構成員又は組合員の商品・サービスを、他の取引者の商品・サービスから区別するためにその構成員又は組合員によって市場に置かれる商品・サービスの共通の名称を創出する目的で使用される標章をいいます。

団体商標については、譲渡、ライセンスの設定、質権の設定などは認められていません。

(6) 商標権の分割

商標権は、商標権者の申請により1又は2以上の商標権に分割することもできます。分割が公告された後は、商標権者は分割申請を撤回することはできません。